

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 96 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 92 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 9 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年3月まで
② 昭和44年4月から同年6月まで

申立期間①の国民年金保険料については、はっきりとは覚えていないが、納付していたと思う。また、申立期間②については、領収書を所持しているので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料領収書が貼付されている上、当該手帳の国民年金印紙検認記録欄にも、当該期間について「納付済」と押印されていることが確認できる。

また、当該期間は、申立人が居住していたA市の国民年金被保険者名簿でも納付済みとなっている。

2 申立期間①について、B郡C村（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和41年10月に被保険者資格を喪失しており、当該期間は未加入期間とされているところ、当時、同村において申立人の保険料を納付していたと考えられるその両親は既に他界しており、当時の事情を聴取することができない。

また、申立人は、昭和44年10月にA市で発行された国民年金手帳を所持しているが、当該手帳が発行された時点で、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であるとともに、納付可能な期間についても、遡って納付したことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことが確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、同年4月から6年3月までの期間は第3号被保険者であり保険料納付済期間であると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

年金記録によると、申立期間は全て未加入期間とされているが、平成5年3月までは国民年金保険料を納付していたし、以後は夫と同居していたので、第3号被保険者になっているはずである。このような記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料は納付済み、5年4月から6年3月までは全額免除と記録されていたが、申立人が、同年11月17日付けで、4年4月1日まで遡って国民年金第3号被保険者となったため、同年4月から5年3月までの保険料については、還付決定がなされている。

しかしながら、平成7年1月5日付けで、申立人の第3号被保険者資格取得日が、4年4月1日から6年4月11日に訂正されたため、申立期間は現在、未加入期間となっている。

以上のとおり、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの期間については、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、当初の第3号被保険者資格取得日が誤って記録されたことにより、還付決定されたものであることから、当該還付処理は有効な処理とは認め難い。

また、申立期間のうち、平成5年4月から6年3月までの期間について、申立人は、5年4月からA市で夫と同居するようになったとしており、戸籍の附票から、同年4月11日に同市に転居していることが確認できる。

さらに、当時、申立人は学生であり、その夫は厚生年金保険の被保険者であるとともに、当該期間は当初、全額免除と記録されていたことから、申立人が、その夫によって生計を維持され、第3号被保険者となる要件を満たしていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、同年4月から6年3月までの期間は第3号被保険者であり保険料納付済期間であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

申立期間当時、結婚のため A 市から B 市（現在は、C 市）に転居してきたが、実家から国民年金保険料の未納があるとの連絡があり、帰省した際に一括納付した。当時書いたメモもあるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するメモを見ると、申立期間を含む昭和 57 年度の保険料を、昭和 58 年 10 月 6 日に一括納付した旨の記載が確認できるところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、当該年度の保険料に係る過年度納付書が発行されたことが推認できるとともに、57 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、58 年 10 月に過年度納付されたことが確認できることから、当該メモの記載内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き保険料を全て納付しており、第 3 号被保険者及び厚生年金保険との切替手続も適切に行っているなど、納付意識及び年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 1 回かつ 9 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月及び同年9月

申立期間当時、同居していた母が納付組合を通じて保険料を納付していた。納付組合の担当者が押印した国民年金保険料納付案内書を所持しているため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母及び父は、国民年金制度発足時に加入し、60歳到達時まで保険料を完納している。

また、申立人の所持する国民年金保険料納付案内書（本人控用）には、申立期間を含む平成7年4月から同年9月までの各月の欄に認印が押されており、申立人の母は、「納付組合で保険料をとりまとめていた自治会の班長が押印したものである。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該期間のうち同年4月から同年7月までの保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間は1回かつ2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木厚生年金 事案 1473 (事案 116 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年5月31日から同年8月5日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月1日から同年12月1日まで
② 昭和44年1月21日から45年5月26日
③ 昭和52年5月31日から同年8月5日まで

申立期間①はB社、申立期間②はC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間③について、D社からA社に異動した際、厚生年金保険の加入期間に空白期間が生じているが、両社は関連会社なので、継続して加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無く、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の前後に欠番は無く、資格取得日の記録にも不自然な点は見当たらない上、D社は昭和58年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、オンライン記録から、申立人と同時期にD社からA社に異動した者を抽出し、照会を行ったところ、申立人が申立期間③について、A社に継続して勤務していたとの証言が得られた。

また、申立期間③当時、両社の事業主であった者に照会文書を送付したところ、「両社間で異動する者については、継続して勤務していれば、社会保

険を継続させていたと思う。」との回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、D社の関連会社に勤務し（昭和52年5月31日にA社に異動）、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和52年8月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無く、雇用保険の加入記録も確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険記号番号払出簿に記載された資格取得日の記録は一致しており、さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとしているが、再申立てに当たり新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②に係る申立てについては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無く、雇用保険の加入記録も確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人が昭和44年1月28日に資格喪失し、同年1月28日付けで健康保険証を返納した記録が確認でき、さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、当該期間において勤務していた事業所をB社からC社に変更し、「B社からC社に引き抜かれる形で移籍したので、申立期間②について継続して勤務していたことは間違いない。」としているが、移籍した時期については記憶が曖昧と見受けられる。

また、C社における雇用保険記録は確認できない上、当該事業所の事業を継承しているE社では、当時の資料は残存していないとしている。

さらに、申立人は、再申立てに当たり新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1474

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は18年7月2日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。
- 2 申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年2月25日、資格喪失日は23年6月27日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年7月2日まで
② 昭和21年2月25日から23年6月27日まで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に勤務していたが、どちらも厚生年金保険の加入記録が無い。会社で加入させてくれていたはずなので、調査の上、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 同僚の証言及び申立人が提出した写真等から、申立人が申立期間①について、A社に勤務していたことが認められる。

また、労働者年金保険被保険者名簿索引票等から、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、昭和17年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、資格喪失日については、当該索引票に対応する労働者年金保険被保険者名簿が見当たらないものの、申立人は、「昭和18年7月に勤労訓練所に徴用されたため退職し、その後、機械製造の会社に勤務するようになった。」と具体的に供述しており、オンライン記録によると、申立人が同年7月2日から当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、18年7月2日に資格喪失し

た旨の届出を行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

- 2 勤務内容に係る申立人の具体的な供述から、申立人が申立期間②において、B社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、昭和21年2月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年6月27日に喪失した記録が確認でき、当該被保険者記録は、現在、未統合記録となっている。

さらに、当該被保険者名簿には、「脱」の印が押されており、脱退手当金が支給されている可能性が考えられたものの、当該未統合記録に対応する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)が見当たらないことから、脱退手当金の支給決定年月日及び支給金額等の記録が確認できない。

その上、当該被保険者名簿で名前が確認できる被保険者約520人のうち、オンライン記録上で脱退手当金の支給記録が確認できる者は3人のみとなっており、このうち、当該事業所において被保険者資格を喪失した後、3か月以内に支給決定されている者は1のみであることから、事業主が脱退手当金の代理請求を行っていた可能性は考え難い。

加えて、申立人は、当該事業所において被保険者資格を喪失した昭和23年6月27日の時点では、既に別の事業所において厚生年金保険被保険者となっていることから、申立人に脱退手当金を請求する意思があったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人のものであると認められるとともに、申立人は、当該被保険者期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和21年2月25日、資格喪失日を23年6月27日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成18年8月10日については22万円、19年8月10日及び同年12月28日については10万円、20年8月10日については9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月10日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月28日
④ 平成20年8月10日

A社から申立期間①、②、③及び④について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険の記録では、当該賞与に係る記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、申立人が提出した賞与支払明細書から、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成18年8月10日については22万円、19年8月10日及び同年12月28日については10万円、20年8月10日については9万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成12年8月1日から13年10月1日までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、12年8月から13年9月までは30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年8月1日から17年7月13日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。当時の給料はずっと30万円であったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成12年8月1日から13年10月1日までの申立人のA社における標準報酬月額については、当初、30万円と記録されていたところ、同年3月8日付けで、12年10月の定時決定が取り消され、当該期間の標準報酬月額は、11万8,000円に遡って訂正されていることが確認でき、当該事業所の役員3人及び申立人以外の一般従業員2人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票及び事業所別滞納状況表により、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、元事業主は、当時、保険料を滞納していたことを認めている。

さらに、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により役員ではなかったことが確認でき、元事業主からは、「申立人は、ゴルフコース管理の責任者であり、社会保険事務については関与していない。」との証言を得ていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額については、元事業主が当初届け出たとおり、平成12年8月から13年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10

月1日)において11万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成13年10月1日から17年7月13日までの標準報酬月額については、申立人は、給与明細書等を所持していないが、確定申告書及び市から提出された所得証明書で確認できる13年から17年までの社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料は、当該期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額(11万8,000円)に基づく厚生年金保険料とおおむね一致する。

このほか、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1477～1564（別紙一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別紙一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月15日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

<標準賞与額一覧表>

| 事案番号 | 基礎年金番号 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 標準賞与額 |
|------|--------|----|----|-----------|----|-----------|
| 1477 | | | 男 | 昭和 27 年 生 | | 46万2,000円 |
| 1478 | | | 男 | 昭和 23 年 生 | | 48万円 |
| 1479 | | | 男 | 昭和 34 年 生 | | 15万1,000円 |
| 1480 | | | 男 | 昭和 47 年 生 | | 12万円 |
| 1481 | | | 男 | 昭和 22 年 生 | | 30万7,000円 |
| 1482 | | | 男 | 昭和 53 年 生 | | 6万9,000円 |
| 1483 | | | 女 | 昭和 40 年 生 | | 20万1,000円 |
| 1484 | | | 男 | 昭和 20 年 生 | | 15万5,000円 |
| 1485 | | | 男 | 昭和 23 年 生 | | 27万2,000円 |
| 1486 | | | 男 | 昭和 21 年 生 | | 30万2,000円 |
| 1487 | | | 男 | 昭和 26 年 生 | | 47万8,000円 |
| 1488 | | | 男 | 昭和 16 年 生 | | 13万3,000円 |
| 1489 | | | 男 | 昭和 28 年 生 | | 41万4,000円 |
| 1490 | | | 男 | 昭和 27 年 生 | | 43万7,000円 |
| 1491 | | | 男 | 昭和 27 年 生 | | 44万2,000円 |
| 1492 | | | 男 | 昭和 25 年 生 | | 20万2,000円 |
| 1493 | | | 男 | 昭和 25 年 生 | | 44万8,000円 |
| 1494 | | | 男 | 昭和 25 年 生 | | 33万8,000円 |
| 1495 | | | 男 | 昭和 28 年 生 | | 43万8,000円 |
| 1496 | | | 男 | 昭和 19 年 生 | | 14万7,000円 |
| 1497 | | | 男 | 昭和 31 年 生 | | 4万5,000円 |
| 1498 | | | 男 | 昭和 43 年 生 | | 33万4,000円 |
| 1499 | | | 男 | 昭和 22 年 生 | | 32万2,000円 |
| 1500 | | | 男 | 昭和 21 年 生 | | 53万2,000円 |
| 1501 | | | 男 | 昭和 20 年 生 | | 31万5,000円 |
| 1502 | | | 男 | 昭和 32 年 生 | | 39万円 |
| 1503 | | | 男 | 昭和 25 年 生 | | 43万2,000円 |
| 1504 | | | 男 | 昭和 32 年 生 | | 41万2,000円 |
| 1505 | | | 男 | 昭和 33 年 生 | | 45万8,000円 |
| 1506 | | | 男 | 昭和 25 年 生 | | 32万6,000円 |
| 1507 | | | 男 | 昭和 57 年 生 | | 28万8,000円 |
| 1508 | | | 男 | 昭和 56 年 生 | | 28万9,000円 |
| 1509 | | | 男 | 昭和 33 年 生 | | 41万8,000円 |
| 1510 | | | 男 | 昭和 45 年 生 | | 36万2,000円 |
| 1511 | | | 男 | 昭和 35 年 生 | | 40万8,000円 |
| 1512 | | | 男 | 昭和 19 年 生 | | 14万7,000円 |
| 1513 | | | 男 | 昭和 56 年 生 | | 28万8,000円 |
| 1514 | | | 男 | 昭和 35 年 生 | | 37万8,000円 |
| 1515 | | | 男 | 昭和 49 年 生 | | 30万7,000円 |
| 1516 | | | 男 | 昭和 54 年 生 | | 26万4,000円 |
| 1517 | | | 男 | 昭和 39 年 生 | | 36万4,000円 |
| 1518 | | | 男 | 昭和 59 年 生 | | 11万円 |
| 1519 | | | 男 | 昭和 31 年 生 | | 42万円 |
| 1520 | | | 女 | 昭和 22 年 生 | | 25万5,000円 |
| 1521 | | | 男 | 昭和 55 年 生 | | 26万5,000円 |

<標準賞与額一覧表>

| 事案番号 | 基礎年金番号 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 住所 | 標準賞与額 |
|------|--------|----|----|-----------|----|-----------|
| 1522 | | | 男 | 昭和 24 年 生 | | 26万円 |
| 1523 | | | 男 | 昭和 40 年 生 | | 39万9,000円 |
| 1524 | | | 女 | 昭和 48 年 生 | | 29万9,000円 |
| 1525 | | | 男 | 昭和 18 年 生 | | 11万8,000円 |
| 1526 | | | 男 | 昭和 25 年 生 | | 44万5,000円 |
| 1527 | | | 男 | 昭和 34 年 生 | | 42万3,000円 |
| 1528 | | | 男 | 昭和 46 年 生 | | 34万5,000円 |
| 1529 | | | 女 | 昭和 49 年 生 | | 29万1,000円 |
| 1530 | | | 男 | 昭和 57 年 生 | | 24万9,000円 |
| 1531 | | | 女 | 昭和 57 年 生 | | 24万1,000円 |
| 1532 | | | 男 | 昭和 52 年 生 | | 26万8,000円 |
| 1533 | | | 女 | 昭和 57 年 生 | | 24万7,000円 |
| 1534 | | | 男 | 昭和 48 年 生 | | 32万2,000円 |
| 1535 | | | 男 | 昭和 27 年 生 | | 37万1,000円 |
| 1536 | | | 男 | 昭和 52 年 生 | | 28万8,000円 |
| 1537 | | | 男 | 昭和 33 年 生 | | 38万8,000円 |
| 1538 | | | 男 | 昭和 38 年 生 | | 38万9,000円 |
| 1539 | | | 男 | 昭和 20 年 生 | | 14万7,000円 |
| 1540 | | | 男 | 昭和 43 年 生 | | 35万2,000円 |
| 1541 | | | 女 | 昭和 49 年 生 | | 28万6,000円 |
| 1542 | | | 女 | 昭和 45 年 生 | | 34万円 |
| 1543 | | | 男 | 昭和 28 年 生 | | 44万円 |
| 1544 | | | 男 | 昭和 40 年 生 | | 36万7,000円 |
| 1545 | | | 男 | 昭和 35 年 生 | | 41万2,000円 |
| 1546 | | | 男 | 昭和 37 年 生 | | 39万2,000円 |
| 1547 | | | 男 | 昭和 47 年 生 | | 30万4,000円 |
| 1548 | | | 女 | 昭和 23 年 生 | | 4万7,000円 |
| 1549 | | | 男 | 昭和 48 年 生 | | 31万3,000円 |
| 1550 | | | 女 | 昭和 29 年 生 | | 5万円 |
| 1551 | | | 女 | 昭和 22 年 生 | | 4万9,000円 |
| 1552 | | | 女 | 昭和 22 年 生 | | 4万7,000円 |
| 1553 | | | 男 | 昭和 51 年 生 | | 29万7,000円 |
| 1554 | | | 男 | 昭和 22 年 生 | | 4万9,000円 |
| 1555 | | | 男 | 昭和 48 年 生 | | 30万7,000円 |
| 1556 | | | 女 | 昭和 49 年 生 | | 29万2,000円 |
| 1557 | | | 男 | 昭和 40 年 生 | | 34万7,000円 |
| 1558 | | | 男 | 昭和 47 年 生 | | 31万4,000円 |
| 1559 | | | 男 | 昭和 19 年 生 | | 4万6,000円 |
| 1560 | | | 男 | 昭和 48 年 生 | | 31万8,000円 |
| 1561 | | | 男 | 昭和 59 年 生 | | 23万7,000円 |
| 1562 | | | 男 | 昭和 51 年 生 | | 4万8,000円 |
| 1563 | | | 男 | 昭和 38 年 生 | | 4万9,000円 |
| 1564 | | | 男 | 昭和 23 年 生 | | 19万9,000円 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年2月までの期間、49年2月から同年6月までの期間及び同年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から48年2月まで
② 昭和49年2月から同年6月まで
③ 昭和49年10月から51年3月まで

国民年金の加入手続と保険料納付は、全て母がしてくれた。きちんと納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとするその母は他界しており、申立人は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は平成13年6月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっていることから、当該期間に係る納付書が交付されていたとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、このほかに申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から15年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月から15年10月まで
年金手帳を交付された記憶は無いが、申立期間当時、自宅に国民年金保険料の集金に来た人に、毎回1万円以上の支払いをしていた。領収書は保存していないが、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、自宅に国民年金保険料の集金に来た人に、毎回1万円以上の支払いをしていた。」としているが、国民年金の加入手続を行った記憶及び申立期間において年金手帳を所持していた記憶は無いとしている。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成22年10月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際、初めて基礎年金番号の払出しを受けており、それ以前に国民年金の加入記録は見当たらないことから、申立期間において国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月、2月、6月及び7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月及び同年2月
② 平成5年6月及び同年7月

平成5年に会社を辞め職を探していたが、そのとき国民年金保険料の納付書が届いたので納付した記憶があると、母に聞かされていた。申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「申立期間当時、国民年金保険料の納付書が届いたので、銀行で納めた。」としているものの、加入手続に係る記憶は曖昧であることから、申立期間における加入状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成17年9月16日に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっていることから、当該期間の保険料に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立期間の前後を通じて住所の異動が無い申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 2 月から平成元年 10 月までの期間及び 4 年 4 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 2 月から平成元年 10 月まで
③ 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで

大学を卒業後、歯科医院に勤務すると同時に国民年金へ加入し、保険料については、銀行口座からの振替により支払っていた。口座振替ができなかった時は、送付された督促状を持って区役所へ出向いて保険料を支払っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 4 月に大学を卒業して働き始めると同時に国民年金に加入し、保険料は基本的に口座振替で納付していた。」としているが、オンライン記録で確認できる保険料納付日から、申立人が保険料を口座振替により納付するようになったのは平成 7 年 7 月以降と考えられ、事実、同月以前の保険料については、いずれも過年度納付又は複数月分をまとめて現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、「督促状を持って区役所に行き、保険料を納付した記憶がある。」としているが、その時期、回数及び納付金額等については記憶が曖昧であるとともに、前述のとおり、申立期間以外の期間について過年度納付された記録が確認できることから、その主張内容を申立期間の保険料納付に係るものと特定するのは困難である。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、平成元年 11 月から 3 年 3 月までの期間の保険料は、同年 12 月 5 日に納付されていることが確認でき、これはこの時点で納付可能であった期間を最大限遡って納付したも

のであることから、申立期間②の保険料は時効により納付できなかった可能性が考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から61年3月まで
20歳のとき、同居していた父母が国民年金の加入手続をしてくれ、私の分の保険料を納めていたと聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続等を行っていたとするその父母は他界していることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年4月に払い出されており、この時点で申立期間の大部分は時効により納付することができない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、父母が納付していたという以外に、申立期間の保険料納付をうかがわせる具体的な供述は得られず、申立人の父母が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す周辺事情及び関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月まで

申立期間当時は、伯母が経営する料亭に住み込みで働いていた。その料亭で一緒に働いていた姉から、「国民年金の保険料は納めているので、心配しないでいい。」と言われたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は、伯母がA市で経営していた割烹料亭に住み込みで働いており、姉が国民年金保険料を納付してくれていた。」としているが、その伯母及び姉は既に他界していることから、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 49 年 9 月に、B町（現在は、C市）で払い出されている上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同町の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の資格取得日は「昭和 49 年 6 月 27 日」となっていることから、申立期間の保険料に係る納付書が発行されていた可能性は考え難い。

さらに、申立人の保険料を納付していたとするその姉も、申立期間の一部が未納となっている。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、ほかに申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月までの期間、56 年 4 月から 57 年 9 月までの期間、59 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 4 月から平成 3 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 9 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から平成 3 年 1 月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、A 町で婦人会の集金により納付していた。また、申立期間③及び④については、B 市（現在は、C 市）で区長の集金により納付していた。申立期間①、②、③及び④が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料は、A 町で婦人会の集金により納付していた。」としているが、オンライン記録及び同町の国民年金被保険者名簿によると、申立人が国民年金の被保険者資格を再取得した昭和 51 年 9 月から、同町を転出する 58 年 12 月までの期間について、申立期間①及び②以外は全て未納又は過年度納付となっており、婦人会の集金により納付していた形跡はうかがえない。

また、申立人は、「申立期間③及び④の保険料は、B 市で区長の集金により納付していた。」としているが、納付していたとする保険料額は月額 9,000 円～1 万円程度であったとしており、これは納付済みとなっている平成 3 年 2 月以降の保険料額とおおむね一致する一方、これ以前の期間については、同市で保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立期間は 4 回計 137 か月に及んでおり、このような長期間にわ

たり、行政側が記録処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間①、②、③及び④について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年6月まで

申立期間は国民年金保険料の全額申請免除期間であったが、平成8年当時、A市役所の徴収会場において、この期間の保険料を全額追納したので、申立期間が納付済みとなっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、全額申請免除の承認を受けた後、平成8年にA市役所の徴収会場において、その全額を追納した。」と主張しているが、追納申込書の作成に係る経緯、納付書の形状及び納付したとする保険料額等については記憶していないとしている。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成6年7月から7年3月までの国民年金保険料を、8年7月及び同年8月の2回に分けて過年度納付していることが確認でき、申立人から聴取しても、当該過年度納付に係る記憶は曖昧であることから、申立人が当時、納付したと記憶しているのは、当該期間の保険料であった可能性も考えられる。

さらに、平成8年当時、国民年金保険料の収納業務は既に電算処理化されており、国民年金保険料の追納申込書を提出していれば、納付書の作成記録が残るはずであるが、オンライン記録には、当該記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 59 年 12 月までの期間及び 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月から 59 年 12 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

国民年金の手続は父親が行っていたため、詳しいことは分からないが、年金手帳には、昭和 53 年*月*日から加入と記載されており、その日から保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「年金手帳には昭和 53 年*月から国民年金に加入と記載されているので、ここから保険料を納付していたと思う。」としているが、市の国民年金被保険者名簿には、「受付年月日及び手帳交付年月日ともに昭和 61 年 12 月 26 日」と記載されていることから、申立人に係る国民年金加入手続が同日に行われ、20 歳に到達した 53 年*月まで遡って資格取得したことが推認でき、この時点で申立期間①は時効により納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立期間②についても、前述のとおり、保険料納付に係る具体的な供述が得られない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が付与されていた形跡もうかがえない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 18 日から 50 年 4 月 1 日まで
年金事務所の記録によると、A社に勤務した期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和50年4月1日）から約3か月後の昭和50年7月11日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。
また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1566

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 11 月 24 日まで
年金事務所において年金記録を確認したところ、A社で勤務していた期間の一部が漏れていることが分かった。当時の同僚に確認したところ同僚には厚生年金保険の加入期間があるのに自分に記録が無いことに納得いかない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 45 年 12 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、当該事業所の元従業員は、「会社が倒産する頃の従業員数は 2,000 人を越えていた。」「申立期間当時の当該事業所における社会保険の事務処理はずさんであった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 4 月 1 日から適用事業所でなくなった同年 12 月 12 日までの期間における被保険者数は、1,510 名であることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1567

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から 11 年 9 月 27 日まで
年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が 30 万円となっているが、標準報酬月額が下がった記憶は無い。申立期間は、給与の月額が 50 万円だったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年9月27日付けで、遡って30万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、登記簿謄本により、申立人が、当該事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、当該事業所に係る預金取引明細表によると、平成11年7月分及び同年8月分について社会保険料の引き落としが確認できず、当該社会保険料を支払ったとする事実も確認できない上、申立期間に係る上記の標準報酬月額の減額訂正処理を、社会保険事務所（当時）が、代表取締役である申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で処理を行うことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。